

宮城県子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱

(通則)

第1 宮城県子育てのための施設等利用給付交付金（以下「県交付金」という。）については、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 この県交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第67条第2項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(交付の対象)

第3 この県交付金は、市町村が行う次の区分ごとの子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項に基づく施設等利用費の支給に要する費用を交付の対象とする。

- (1) 幼稚園（法第7条第10項第2号に規定するものに限り、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）、都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。以下同じ。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）
- (2) 特別支援学校（法第7条第10項第3号に規定するものに限り、国、都道府県又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）
- (3) 認可外保育施設（法第7条第10項第4号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (4) 預かり保育事業（法第7条第10項第5号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (5) 一時預かり事業（法第7条第10項第6号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (6) 病児保育事業（法第7条第10項第7号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (7) 子育て援助活動支援事業（法第7条第10項第8号に規定するものに限る。以下同じ。）

(交付額の算定方法)

第4 この県交付金の交付額は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6で定める額に基づき、第3の(1)から(7)の区分ごとに算出された合計額の四分の一とする。

(交付の条件)

第5 この県交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、宮城県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 県交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(申請手続)

第6 この県交付金の交付の申請について、市町村長は、様式第1号による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7 この県交付金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、市町村長は、様式第2号による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定)

第8 この県交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) 知事は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

(2) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(県交付金の概算払)

第9 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10 この県交付金の事業実績の報告について、市町村長は、交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の6月末日(5の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに、様式第3号による報告書を知事に提出するものとする。

(県交付金の返還)

第11 知事は、交付すべき県交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える県交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

第12 知事が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、速やかに様式第4号による報告書を知事に提出するものとする。

(2) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、第10、第11及び第13に定めるところに準じて行うものとする。

(その他)

第13 この県交付金の交付に当たっては、上記に定めるところのほか、以下によるものとする。

(1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(2) 知事は、市町村長が知事に提出すべき県交付金に係る各様式に定められている事項のほか
に必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても
必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月28日から施行し、令和元年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該県交付金に係る予算が成立した場合に、当該
県交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該県交付金に係る予算が成立した場合に、当該
県交付金にも適用するものとする。